

綾瀬市

第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画
進行管理・評価報告書

(令和2年度実績)



令和4年2月

綾瀬市

— 目 次 —

I 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の 進行管理・評価について	P. 1
1. 綾瀬市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について	P. 1
2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価について	P. 2
II 「令和2年度の目標」の進行管理・評価	P. 3
目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行	P. 3
目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	P. 5
目標3 地域生活支援拠点等の整備	P. 6
目標4 福祉施設から一般就労への移行等	P. 8
目標5 障がい児支援の提供体制の整備等	P. 10
III 障害福祉サービス等の実績	P. 12
1. 障害福祉サービス・相談支援	P. 12
2. 障害児通所支援・障害児相談支援	P. 12
3. 地域生活支援事業	P. 13
IV 進行管理・評価報告書全体を通して ～評価会議委員からの意見～	P. 14
V 参考資料	P. 15
1. サービスの種類と内容	P. 15
2. 綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価に 係る評価会議委員名簿	P. 18

I 第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画の進行管理・評価について

1. 綾瀬市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画について

(1) 概要

綾瀬市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画（以下、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項及び児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づき、本市の障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項や各年度におけるサービスの種類ごとの必要な見込量を定めた計画で、平成30年度から令和2年度までの3年間の計画期間としています。

(2) 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の目標

障がい福祉計画・障がい児福祉計画では、「令和2年度の目標」として5つの目標を掲げるとともに、サービスの種類ごとに必要なサービス量の見込みを各年度に設定しています。

【令和2年度の目標】

- 目標1 福祉施設の入所者の地域生活への移行
- 目標2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
- 目標3 地域生活支援拠点等の整備
- 目標4 福祉施設から一般就労への移行等
- 目標5 障がい児支援の提供体制の整備等

【必要量の見込を設定しているサービスの種類】

障害福祉サービス等	
①訪問系サービス	③居住系サービス
②日中活動系サービス	④相談支援
障害児通所支援等	
①障害児通所支援	②障害児相談支援
地域生活支援事業	
①相談支援事業	⑤重度障害者移動支援事業
②意思疎通支援事業	⑥住宅改良費助成事業
③日常生活用具給付等事業	⑦地域活動支援センター
④移動支援事業	⑧その他事業

2. 障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価について

(1) 評価体制

障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価については、これまで、本市の保健福祉関連計画とともに、綾瀬市保健福祉マスタープランで位置付けられている「綾瀬市保健福祉サービス推進委員会」において実施してきました。綾瀬市保健福祉マスタープランの計画期間満了に伴い、綾瀬市保健福祉サービス推進委員会が廃止されたことから、令和3年度（令和2年度実績の評価）より、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」（以下、「あやとも協議会」という。）において進行管理・評価を行います。

令和3年度は、計画の進行状況（実績の報告）及び市が行った評価を踏まえ、あやとも協議会から選出された5名の委員による評価会議において評価を行い、その結果をあやとも協議会へ報告し、計画の進行状況の確認と令和2年度実績に対する評価を決定しました。

(2) 評価方法

令和2年度の目標として設定した5つの目標について、PDCAサイクルの視点でまとめた「綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画進行管理・評価シート」を作成し、5段階の評価基準により、市による評価及び評価会議による評価を行いました。

また、各サービスの見込量に対する実績については、計画期間である平成30年度から令和2年度までの実績をまとめています。

【5つの目標の評価基準】

区分	指 標（下段は計画期間最終年度の指標）
A	順調に進んでいる 計画どおり実行でき、目標（目的）も達成できた
B	概ね順調に進んでいる 計画どおり実行できない部分もあったが、概ね目標（目的）は達成できた
C	進捗がやや遅れている 計画どおり実行できない部分もあったが、目標（目的）の5割程度は達成できた
D	進捗が遅れている 計画どおり実行できない部分があり、一部の目標（目的）しか達成できなかった
E	計画達成困難（計画最終年度を待たず、達成が困難） 計画未達成（計画どおり実行できず、目的も達成できなかった）

Ⅱ 「令和2年度の目標」の進行管理・評価

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 1	福祉施設の入所者の地域生活への移行【継続】	計画期間	平成30年度 ～令和2年度																																				
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>入所者の地域生活移行には、中長期的な視点からサービス内容の周知、利用方法、提供体制など様々な課題解決を図るとともに、当事者等の意向を尊重して取り組む必要があります。</p> <p>また、居住の場としてのグループホームと移行のための訓練が不可欠ですが、障がい者の重度化・高齢化に対応するためのグループホームを急激に増やすことは困難です。</p> <p>こうした中、自分らしく地域で生き生きと暮らせるよう、地域の受け皿となるグループホームの充実を図るとともに、日中活動の場の確保に努めます。</p> <p><具体的目標></p>																																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>数値</th> <th>考 え 方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度末の入所者数 (A)</td> <td>76人</td> <td>平成28年度末の数</td> </tr> <tr> <td>【目標値】地域生活移行 (B)</td> <td>7人 (9%)</td> <td>(A)のうち令和2年度末までに地域生活へ移行する者の目標値</td> </tr> <tr> <td>新たな施設入所利用者 (C)</td> <td>5人</td> <td>令和2年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み</td> </tr> <tr> <td>令和2年度末の入所者数 (D)</td> <td>74人</td> <td>令和2年度末の利用人員見込み</td> </tr> <tr> <td>【目標値】入所者減少見込み (E)</td> <td>2人 (2%)</td> <td>差引減少見込み数 (A-D)</td> </tr> </tbody> </table>			項 目	数値	考 え 方	平成28年度末の入所者数 (A)	76人	平成28年度末の数	【目標値】地域生活移行 (B)	7人 (9%)	(A)のうち令和2年度末までに地域生活へ移行する者の目標値	新たな施設入所利用者 (C)	5人	令和2年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み	令和2年度末の入所者数 (D)	74人	令和2年度末の利用人員見込み	【目標値】入所者減少見込み (E)	2人 (2%)	差引減少見込み数 (A-D)																		
項 目	数値	考 え 方																																					
平成28年度末の入所者数 (A)	76人	平成28年度末の数																																					
【目標値】地域生活移行 (B)	7人 (9%)	(A)のうち令和2年度末までに地域生活へ移行する者の目標値																																					
新たな施設入所利用者 (C)	5人	令和2年度末までに新たに施設入所支援が必要な利用人員見込み																																					
令和2年度末の入所者数 (D)	74人	令和2年度末の利用人員見込み																																					
【目標値】入所者減少見込み (E)	2人 (2%)	差引減少見込み数 (A-D)																																					
令和2年度 実績	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項 目</th> <th colspan="4">実 績</th> <th rowspan="2">目標 (R2年度末)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成28年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>2人</td> <td>7人</td> </tr> <tr> <td>施設入所者の減少数 (A-D)</td> <td>1人減</td> <td>2人増</td> <td>6人増</td> <td>—</td> <td>2人減</td> </tr> <tr> <td>平成28年度末の入所者数 (A)</td> <td colspan="4">76人</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>各年度末の入所者数 (D)</td> <td>75人</td> <td>78人</td> <td>82人</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					項 目	実 績				目標 (R2年度末)	H30	R1	R2	合計	平成28年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	1人	0人	1人	2人	7人	施設入所者の減少数 (A-D)	1人減	2人増	6人増	—	2人減	平成28年度末の入所者数 (A)	76人				—	各年度末の入所者数 (D)	75人	78人	82人	—	—
	項 目	実 績					目標 (R2年度末)																																
		H30	R1	R2	合計																																		
	平成28年度末の入所者数のうち地域生活へ移行した人数	1人	0人	1人	2人	7人																																	
	施設入所者の減少数 (A-D)	1人減	2人増	6人増	—	2人減																																	
平成28年度末の入所者数 (A)	76人				—																																		
各年度末の入所者数 (D)	75人	78人	82人	—	—																																		
<p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和2年度中の新規施設入所者 5人 																																							

市の評価	E	<p>評価理由</p> <p>令和2年度中に1人の地域生活への移行がありましたが、本人の施設入所希望により新たに5人が施設に入所し、見込みより新規入所者数が多く、地域生活へ移行した人数、施設入所者の減少者数ともに目標数値を達成できなかったため。</p>
今後に向けて	<p>福祉施設入所者の地域生活への移行は、令和3年度からを計画期間とする第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においても、引き続き目標として設定しています。</p> <p>令和2年度末時点での目標は達成できませんでしたが、障がい者が地域でいきいきと暮らせるよう、日中活動の場の確保を進めるとともに、地域定着支援や一般相談事業等の相談体制の確保の継続等、地域での生活を安心して継続していけるよう、引き続き当事者等の意向を尊重して取り組んでいきます。</p>	
評価会議の評価	D	<p>評価理由・意見</p> <p>具体的目標は目標未達成となりましたが、入所者の地域生活移行については、当事者本人の意思やグループホーム数などの外部的要因が大きく、数値だけでは判断が難しいと思いますが、3年間の計画期間中に市内のグループホームは増加するなど、資源を増やす取り組みは行われていたと考えます。</p> <p>目標が達成できない理由の一つに、障がい者が自ら選んだ住まいで、安心して自分らしい暮らしが実現できる環境が整っていないことが考えられます。また、国の目標設定が、病院から地域への移行を図った昔の流れに沿っており、現在の障がい者の状況を十分に把握していないなど、目標設定自体に課題があり、地域で努力をしても残念ながら目標を達成できないのが現状だと思われることから、一自治体だけでなく、国全体でこの評価を重く受け止めていく必要があると考えます。</p> <p>今後は、当事者が施設入所を利用している理由やどのくらいの当事者が地域移行を希望しているかといったことを十分に把握した上で、目標設定をしていくことができるとよいと思います。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

<p>目標 2</p>	<p>精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築【新設】</p>		<p>計画期間</p>	<p>平成30年度 ～令和2年度</p>													
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>精神障がい者が地域で安心して自分らしい暮らしができるよう、精神疾患に関する基本的な情報の普及啓発を行い、精神障がいに対する理解の促進に努めるとともに、様々な関係者が情報共有や連携を行う支援体制の構築を目指し、保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置します。</p>																
<p>令和2年度 実績</p>	<table border="1" data-bbox="379 607 1417 831"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">実績</th> <th rowspan="2">目標 (R2年度末)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置</td> <td>設置に向けた検討</td> <td>設置に向けた検討</td> <td>設置</td> <td>設置</td> </tr> </tbody> </table> <p>・「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の「精神分野連絡会」を保健・医療・福祉関係者による協議の場として位置付けました。</p>				項目	実績			目標 (R2年度末)	H30	R1	R2	保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置に向けた検討	設置に向けた検討	設置	設置
項目	実績			目標 (R2年度末)													
	H30	R1	R2														
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	設置に向けた検討	設置に向けた検討	設置	設置													
<p>市の評価</p>	<p>A</p>	<p>評価理由</p>	<p>平成30年度より、精神分野連絡会において勉強会の開催や必要な地域サービスとその役割についての検討等を進め、令和2年度中に協議の場が設置できたため。</p>														
<p>今後に向けて</p>	<p>協議の場が設置できたことから、今後は、障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会において目標設定及び評価を行うとともに、保健所等が設置した「協議の場」との役割分担を整理し、精神分野連絡会を中心に関係者との情報共有や連携を進めていきます。</p>																
<p>評価会議の 評価</p>	<p>A</p>	<p>評価理由・意見</p>	<p>あやとも協議会の精神分野連絡会の活動として、地域に出ていき、精神障がい者の理解を求める講演会を開催するなど、地域社会への普及啓発を行っているほか、目標である「協議の場」の設置については、既に関係性が構築されている精神分野連絡会に機能をプラスすることで位置付け、これまでの組織を活用して協議の場を設置することができ、評価できます。</p> <p>今後は、これまで行ってきたことで構築した横のつながりや情報共有体制を生かし、目標設定や役割分担を明確にしながら、連携を進めていくことを期待します。</p>														

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 3	地域生活支援拠点等の整備【継続】		計画期間	平成30年度 ～令和2年度																																					
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>保健福祉プラザ内に開設した障がい児者相談支援センター（基幹相談支援センター機能を有する）を本市における地域生活支援拠点として位置づけ、障がい児者やその家族等からの総合的な相談のほか、困難ケースへの対応、地域の相談支援事業所間の調整や支援、障がい児者に対する虐待や権利擁護などへの助言機能を有し、さらに障がい児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、居住支援のために必要な機能を整備し、障がい児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目指します。</p> <p>なお、障がい特性により支援が困難な場合や緊急的な支援が必要な場合は、県が実施する「障害福祉サービス等地域拠点事業所」による重度障がい児者のレスパイト機能、緊急一時対応機能や、「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」による相談支援機能等を活用し、広域な連携を図るとともに必要なサービス提供を行います。</p>																																								
<p>令和2年度 実績</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">項 目</th> <th colspan="3">実 績</th> <th rowspan="2">目 標 (R2年度末)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">地域生活支援拠点等の整備</td> <td>3機能 整備済</td> <td>3機能 整備済</td> <td>4機能 整備済</td> <td>整備 (5機能)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">国 が 示 す 地 域 生 活 支 援 拠 点 の 5 つ の 機 能</td> <td>相談</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">/</td> </tr> <tr> <td>緊急時の受け入れ・対応</td> <td>整備に向けた検討</td> <td>整備に向けた検討</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>体験の機会・場</td> <td>整備に向けた検討</td> <td>整備に向けた検討</td> <td>整備に向けた検討</td> </tr> <tr> <td>専門的人材の確保</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>地域の体制づくり</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>				項 目		実 績			目 標 (R2年度末)	H30	R1	R2	地域生活支援拠点等の整備		3機能 整備済	3機能 整備済	4機能 整備済	整備 (5機能)	国 が 示 す 地 域 生 活 支 援 拠 点 の 5 つ の 機 能	相談	○	○	○	/	緊急時の受け入れ・対応	整備に向けた検討	整備に向けた検討	○	体験の機会・場	整備に向けた検討	整備に向けた検討	整備に向けた検討	専門的人材の確保	○	○	○	地域の体制づくり	○	○	○
項 目		実 績					目 標 (R2年度末)																																		
		H30	R1	R2																																					
地域生活支援拠点等の整備		3機能 整備済	3機能 整備済	4機能 整備済	整備 (5機能)																																				
国 が 示 す 地 域 生 活 支 援 拠 点 の 5 つ の 機 能	相談	○	○	○	/																																				
	緊急時の受け入れ・対応	整備に向けた検討	整備に向けた検討	○																																					
	体験の機会・場	整備に向けた検討	整備に向けた検討	整備に向けた検討																																					
	専門的人材の確保	○	○	○																																					
	地域の体制づくり	○	○	○																																					
<p>市の評価</p>	<p>B</p>	<p>評 価 理 由</p>	<p>令和元年度末時点で未整備となっていた2つの機能のうち、「体験の機会・場」については、引き続き調整や検討が必要となっており、整備に至っていませんが、「緊急時の受け入れ・対応」は実施に向けた調整が完了し、令和3年度から事業を開始することができ、4つの機能の整備が完了したため。</p>																																						

<p>今後に向けて</p>	<p>未整備となっている体験の機会・場の整備については、第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画においても目標として設定していることから、引き続き地域の施設や事業所と調整を行い、5つの機能全ての整備に向けて取り組みます。</p> <p>また、既に整備済となっている機能については、地域の施設・事業所との連携のほか、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」において、運用状況の検証を行い、地域生活支援拠点の更なる機能の充実に向けて取り組みます。</p>	
<p>評価会議の評価</p>	<p>B</p>	<p>評価理由・意見</p> <p>市障がい児者相談支援センターを支援拠点と定め、「緊急時の受け入れ・対応」についても実施に向けた調整が完了し、当事者への広報もされ、概ね順調に進んでいることは評価できます。</p> <p>緊急時の受け入れ・対応については、短期入所の支給決定をしていない（短期入所の利用をしたことのない）当事者への対応のほか、現在、入所施設と構築している緊急時の協力体制については、入所施設には入所しづらい人も多いと思われることから、多様な場所の確保や協力体制を進めていくことが今後の課題だと考えます。</p> <p>目標未達成となった「体験の機会・場」の整備は、地域生活への移行とも関わる場所であり、場所や人の確保といった各福祉施設などの状況もあると思いますが、整備の進捗状況が見えないと感じます。</p> <p>地域全体で支えるサービス提供体制の構築には、多様な人が多様な場所で支援を受けることができる地域生活支援拠点等の整備を検討していく必要があり、実情に合った場所など、意見を出して整備を進めるとともに、設置後は協力施設とも情報を共有しながら支援を進めていくことができると良いのではないかと考えます。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 4	福祉施設から一般就労への移行等【継続】	計画期間	平成30年度 ～令和2年度																													
市の考え方 ・ 具体的目標	<p>福祉施設での各種訓練を経て、企業等へ一般就労することは重要な課題です。能力開発や訓練を行う機関、ハローワーク等関係機関と連携し雇用の場を開拓し、就労の場を確保するとともに、就労に関する情報の提供・相談支援体制の充実を図り、引き続き障がい者の一般就労への支援を行います。</p> <p>また、就労後の継続的な相談支援の充実を図り、就労定着に向けての支援も行います。</p> <p><具体的目標></p> <table border="1" data-bbox="383 683 1412 1310"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>数値</th> <th>考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>【基準】一般就労移行者数</td> <td>13人</td> <td>平成28年度実績</td> </tr> <tr> <td>【目標値】一般就労移行者数</td> <td>20人 (1.5倍)</td> <td>令和2年度目標</td> </tr> <tr> <td>【基準】就労移行支援事業の利用者数</td> <td>27人</td> <td>平成28年度実績</td> </tr> <tr> <td>【目標値】就労移行支援事業の利用者数</td> <td>33人 (2割増)</td> <td>令和2年度末目標</td> </tr> <tr> <td>【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合</td> <td>5割以上</td> <td>令和2年度末目標</td> </tr> <tr> <td>【目標値】就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率</td> <td>8割以上</td> <td>令和元年度末目標</td> </tr> </tbody> </table>				項目	数値	考え方	【基準】一般就労移行者数	13人	平成28年度実績	【目標値】一般就労移行者数	20人 (1.5倍)	令和2年度目標	【基準】就労移行支援事業の利用者数	27人	平成28年度実績	【目標値】就労移行支援事業の利用者数	33人 (2割増)	令和2年度末目標	【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	令和2年度末目標	【目標値】就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率	8割以上	令和元年度末目標							
	項目	数値	考え方																													
【基準】一般就労移行者数	13人	平成28年度実績																														
【目標値】一般就労移行者数	20人 (1.5倍)	令和2年度目標																														
【基準】就労移行支援事業の利用者数	27人	平成28年度実績																														
【目標値】就労移行支援事業の利用者数	33人 (2割増)	令和2年度末目標																														
【目標値】就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合	5割以上	令和2年度末目標																														
【目標値】就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率	8割以上	令和元年度末目標																														
令和2年度実績	<table border="1" data-bbox="383 1377 1412 1870"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">実績</th> <th rowspan="2">目標 (R2年度末)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般就労移行者数</td> <td>14人</td> <td>11人</td> <td>7人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>就労移行支援事業の利用者数</td> <td>20人</td> <td>18人</td> <td>22人</td> <td>33人</td> </tr> <tr> <td>就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合 ※1</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>100%</td> <td>5割以上</td> </tr> <tr> <td>就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率 ※1</td> <td>— ※2</td> <td>92%</td> <td>100% ※3</td> <td>8割以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 割合は小数点以下四捨五入 ※2 平成30年度開始のサービスのため算出不可 ※3 令和元年度中の就労定着支援事業の利用開始者 12人 うち1年以上の就労継続者 12人</p>				項目	実績			目標 (R2年度末)	H30	R1	R2	一般就労移行者数	14人	11人	7人	20人	就労移行支援事業の利用者数	20人	18人	22人	33人	就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合 ※1	100%	100%	100%	5割以上	就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率 ※1	— ※2	92%	100% ※3	8割以上
項目	実績			目標 (R2年度末)																												
	H30	R1	R2																													
一般就労移行者数	14人	11人	7人	20人																												
就労移行支援事業の利用者数	20人	18人	22人	33人																												
就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合 ※1	100%	100%	100%	5割以上																												
就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率 ※1	— ※2	92%	100% ※3	8割以上																												

市の評価	C	評価理由	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により、新規求人募集の減少や就労に向けた活動を一時中止するなどのケースがあり、一般就労移行者数、就労移行支援事業の利用者数については、目標を達成することができませんでしたが、就労移行支援事業の利用者数は目標値の6割を超えたほか、就労移行率が3割以上の就労移行支援事業所の割合及び就労定着支援事業の利用開始から1年後の職場定着率は、計画期間中のすべての年度において目標を達成することができたため。</p>
今後に向けて	<p>障がい者が企業等へ一般就労することは、障がい者が地域で自立し生活するために重要な課題であることから、能力開発等を行う機関やハローワーク等の関係機関と連携し、就労の場の確保に取り組みます。</p> <p>また、就労に結び付いても、生活リズムや環境の変化に対する不安などにより短期間での離職となってしまう場合もあることから、綾瀬市障がい児者相談支援センターをはじめ、就労定着支援事業所や相談支援事業所との連携を強化するなど、就労が継続できるよう、就労後の生活面の課題も含めた支援に向けて取り組みます。</p>		
評価会議の評価	C	評価理由・意見	<p>新型コロナウイルス感染症の影響は、企業側にとっても大変厳しい状況であり、一般就労への移行等については、これらの影響のほか、当事者本人の意思や受け入れ企業数などの外部的要因が大きく、数値だけでは判断が難しいと思われませんが、コロナ禍においても、具体的目標4項目のうち職場定着率など2項目は目標を達成することができた点や、行政として外部的要因との協議・調整などをしっかりと実施していることは評価できます。</p> <p>あやとも協議会においても就労支援活動が開始されるなど、今後が楽しみであり、このような状況の中でも、就労の場の確保と定着、生活面での支援など、連携をしながら支援を展開し、充実が図られることを期待します。</p>

綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画 進行管理・評価シート

目標 5	障がい児支援の提供体制の整備等【新設】	計画期間		平成30年度 ～令和2年度																																						
<p>市の考え方 ・ 具体的目標</p>	<p>児童発達支援センターもみの木園を中心に、児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業を引き続き実施するとともに、障がい児への切れ目の無い支援体制の充実に加え、重症心身障がい児支援のために、既に設置している「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」において、関係機関等とのより一層の連携を図りながら、協議のための体制整備を進めるとともに、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターを1人配置します。</p> <p>また、重症心身障がい児の支援は、児童発達支援事業においては、もみの木園での実施を継続し、放課後等デイサービス事業については、市内に事業所を設置するための取り組みを進めます。</p> <p>さらには障がいの重度化・多様化を踏まえ、それに対応するための環境の整備を進めます。</p>																																									
	<p>令和2年度 実績</p>	<table border="1" data-bbox="379 920 1417 1648"> <thead> <tr> <th rowspan="2">項目</th> <th colspan="3">実績</th> <th rowspan="2">目標 (R2年度末)</th> </tr> <tr> <th>H30</th> <th>R1</th> <th>R2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>②保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置</td> <td>設置済 (6回)</td> <td>設置済 (4回)</td> <td>設置済 (2回)</td> <td>設置</td> </tr> <tr> <td>③医療的ケア児コーディネーターの配置</td> <td>0人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>1人</td> </tr> <tr> <td colspan="5">重症心身障がい児への支援</td> </tr> <tr> <td>④児童発達支援事業の実施</td> <td>実施 (1事業所)</td> <td>実施 (1事業所)</td> <td>実施 (1事業所)</td> <td>実施</td> </tr> <tr> <td>⑤放課後等デイサービス事業所の設置</td> <td>設置 (1事業所)</td> <td>設置 (1事業所)</td> <td>設置 (1事業所)</td> <td>設置に向けた取組の推進 (1か所以上の設置)</td> </tr> </tbody> </table> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> ①は、児童発達支援センターもみの木園を中心に実施 ②は、「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」の「こども支援連絡会」を協議の場として位置付け ③は、児童発達支援センターもみの木園に配置 ④は、児童発達支援センターもみの木園で実施 ⑤は、市が規定する要件を満たした市内事業所へ補助を行うことで、受け入れ体制を確保 				項目	実績			目標 (R2年度末)	H30	R1	R2	①児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の実施	実施	実施	実施	実施	②保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (6回)	設置済 (4回)	設置済 (2回)	設置	③医療的ケア児コーディネーターの配置	0人	0人	1人	1人	重症心身障がい児への支援					④児童発達支援事業の実施	実施 (1事業所)	実施 (1事業所)	実施 (1事業所)	実施	⑤放課後等デイサービス事業所の設置	設置 (1事業所)	設置 (1事業所)	設置 (1事業所)
項目		実績			目標 (R2年度末)																																					
	H30	R1	R2																																							
①児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業、相談支援事業の実施	実施	実施	実施	実施																																						
②保健・医療・障害福祉・保育・教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置	設置済 (6回)	設置済 (4回)	設置済 (2回)	設置																																						
③医療的ケア児コーディネーターの配置	0人	0人	1人	1人																																						
重症心身障がい児への支援																																										
④児童発達支援事業の実施	実施 (1事業所)	実施 (1事業所)	実施 (1事業所)	実施																																						
⑤放課後等デイサービス事業所の設置	設置 (1事業所)	設置 (1事業所)	設置 (1事業所)	設置に向けた取組の推進 (1か所以上の設置)																																						

市の評価	A	<p>評価理由</p> <p>児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業等については、計画年度当初から児童発達支援センターもみの木園を中心に取り組んでいるほか、同園職員が令和2年度中に医療的ケア児等コーディネーター養成研修を修了し、配置が実現するなど、目標に掲げた支援体制の整備等が進んだため。</p>
今後に向けて	<p>引き続き、児童発達支援事業や保育所等訪問支援事業、相談支援事業を実施するほか、ライフステージに沿って切れ目のない重層的な支援を提供するため、市内事業所との支援ネットワークの強化や適切な療育につなげるための専門的な支援や助言等の地域支援に取り組みます。</p> <p>また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターが配置できたことから、こども支援連絡会において、専門機関と連携しながら、医療的ケア児に対し、総合的包括的な支援が提供できる体制の強化に向けて取り組みます。</p>	
評価会議の評価	A	<p>評価理由・意見</p> <p>綾瀬市の中で障がい児の療育施設の中核を担ってきたもみの木園を中心に、障がい児の相談支援体制の整備が進められ、現在の福祉サービスに則った事業が実施できていることは評価できます。</p> <p>また、あやとも協議会のこども支援連絡会等を活用して、横のつながりや専門機関との連携なども進められていると考えます。</p> <p>常に新しい情報を提供し、切れ目のない支援を提供するためのネットワークの強化に取り組むほか、医療的ケア児コーディネーターも配置できたことから、今後は、より総合的で包括的な支援の提供を進めていくことを期待します。</p>

Ⅲ 障害福祉サービス等の実績

1. 障害福祉サービス・相談支援

サービスの種類	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度			
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	
①訪問系サービス											
1 居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援	サービス量(時間/月)	1,326	1,301	98.1%	1,335	1,262	94.5%	1,344	1,193	88.8%	
	実利用者数(人/月)	65	63	96.9%	66	60	90.9%	67	58	86.6%	
②日中活動系サービス											
2 生活介護	サービス量(日/月)	3,370	3,370	100.0%	3,406	3,407	100.0%	3,443	3,560	103.4%	
	実利用者数(人/月)	163	165	101.2%	163	169	103.7%	163	178	109.2%	
3 自立訓練(機能訓練)	サービス量(人日/月)	21	41	195.2%	21	17	81.0%	21	23	109.5%	
	実利用者数(人/月)	1	2	200.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
4 自立訓練(生活訓練)	サービス量(人日/月)	50	15	30.0%	50	45	90.0%	50	43	86.0%	
	実利用者数(人/月)	3	2	66.7%	3	3	100.0%	3	4	133.3%	
5 就労移行支援	サービス量(人日/月)	450	418	92.9%	481	361	75.1%	512	403	78.7%	
	実利用者数(人/月)	29	25	86.2%	31	22	71.0%	33	24	72.7%	
6 就労継続支援(A型)	サービス量(人日/月)	184	199	108.2%	220	187	85.0%	258	199	77.1%	
	実利用者数(人/月)	10	11	110.0%	12	11	91.7%	14	12	85.7%	
7 就労継続支援(B型)	サービス量(人日/月)	1,327	1,448	109.1%	1,385	1,520	109.7%	1,445	1,515	104.8%	
	実利用者数(人/月)	81	95	117.3%	82	99	120.7%	83	99	119.3%	
8 就労定着支援	実利用者数(人/月)	24	4	16.7%	27	14	51.9%	30	18	60.0%	
9 療養介護	実利用者数(人/月)	9	11	122.2%	9	10	111.1%	9	10	111.1%	
10 短期入所(ショートステイ)	福祉型	サービス量(人日/月)	500	368	73.6%	563	405	71.9%	634	276	43.5%
		実利用者数(人/月)	38	38	100.0%	40	43	107.5%	42	23	54.8%
	医療型	サービス量(人日/月)	486	348	71.6%	549	384	69.9%	620	266	42.9%
		実利用者数(人/月)	33	31	93.9%	35	37	105.7%	37	19	51.4%
		サービス量(人日/月)	14	20	142.9%	14	21	150.0%	14	10	71.4%
		実利用者数(人/月)	5	7	140.0%	5	6	120.0%	5	4	80.0%
③居住系サービス											
11 自立生活援助	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%	
12 共同生活援助(グループホーム)	実利用者数(人/月)	51	52	102.0%	55	58	105.5%	59	52	88.1%	
13 施設入所支援	実利用者数(人/月)	77	77	100.0%	76	76	100.0%	74	73	98.6%	
④相談支援											
14 計画相談支援	実利用者数(人/月)	28	27	96.4%	28	29	103.6%	28	29	103.6%	
15 地域移行支援	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	
16 地域定着支援	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%	

2. 障害児通所支援・障害児相談支援

①障害児通所支援										
17 児童発達支援	サービス量(人日/月)	509	559	109.8%	515	517	100.4%	521	442	84.8%
	実利用者数(人/月)	48	48	100.0%	48	52	108.3%	48	50	104.2%
18 医療型児童発達支援	サービス量(人日/月)	5	0	0.0%	5	0	0.0%	5	0	0.0%
	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
19 放課後等デイサービス	サービス量(人日/月)	1,614	1,266	78.4%	1,697	1,447	85.3%	1,781	1,411	79.2%
	実利用者数(人/月)	124	125	100.8%	130	147	113.1%	136	146	107.4%
20 保育所等訪問支援	サービス量(人日/月)	4	1	25.0%	4	4	100.0%	4	2	50.0%
	実利用者数(人/月)	3	1	33.3%	3	3	100.0%	3	2	66.7%
21 居宅訪問型児童発達支援	サービス量(人日/月)	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
	実利用者数(人/月)	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	0	0.0%
②障害児相談支援										
22 障害児相談支援	実利用者数(人/月)	5	11	220.0%	5	15	300.0%	6	16	266.7%

3. 地域生活支援事業

サービスの種類	単位	平成30年度			令和元年度			令和2年度				
		見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率	見込量	実績	達成率		
①相談支援事業												
23	障害者相談支援事業	か所数(か所/年)	6	6	100.0%	6	6	100.0%	6	6	100.0%	
24	あやとも協議会※1	か所数(か所/年)	1	1	100.0%	1	1	100.0%	1	1	100.0%	
成年後見制度利用支援事業												
25	市長申立て	実利用者数(人/年)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	5	250.0%	
	報酬助成	実利用者数(人/年)	4	4	100.0%	6	4	66.7%	8	6	75.0%	
②意思疎通支援事業												
26	手話通訳者派遣事業	実利用者数(人/年)	21	17	81.0%	21	23	109.5%	21	16	76.2%	
		延利用件数(件/年)	275	144	52.4%	275	132	48.0%	275	105	38.2%	
27	要約筆記者派遣事業	実利用者数(人/年)	5	3	60.0%	5	2	40.0%	5	3	60.0%	
		延利用件数(件/年)	21	28	133.3%	21	22	104.8%	21	20	95.2%	
28	手話通訳者設置事業	実利用者数(人/年)	21	23	109.5%	21	25	119.0%	21	23	109.5%	
		延利用件数(件/年)	170	283	166.5%	170	278	163.5%	170	414	243.5%	
③日常生活用具給付等事業												
29	介護・訓練支援用具	給付件数(件/年)	5	4	80.0%	6	6	100.0%	7	4	57.1%	
30	自立生活支援用具	給付件数(件/年)	8	11	137.5%	9	10	111.1%	10	6	60.0%	
31	在宅療養等支援用具	給付件数(件/年)	13	6	46.2%	13	12	92.3%	13	10	76.9%	
32	情報・意思疎通支援用具	給付件数(件/年)	10	15	150.0%	10	13	130.0%	10	6	60.0%	
33	排泄管理支援用具	給付件数(件/年)	291	278	95.5%	295	292	99.0%	300	307	102.3%	
34	居住生活動作補助用具	給付件数(件/年)	6	2	33.3%	7	3	42.9%	8	3	37.5%	
④移動支援事業												
35	移動支援事業	か所数(か所/年)	27	24	88.9%	27	25	92.6%	27	26	96.3%	
		実利用者数(人/年)	35	30	85.7%	36	37	102.8%	37	30	81.1%	
		延利用時間数(時間/年)	3,195	3,539	110.8%	3,227	3,309	102.5%	3,259	1,853	56.9%	
⑤重度障害者移動支援事業												
36	重度障害者移動支援事業	延利用者数(人/年)	326	284	87.1%	326	223	68.4%	326	244	74.8%	
⑥住宅改良費助成事業												
37	住宅改良費助成事業	給付件数(件/年)	8	3	37.5%	8	3	37.5%	8	4	50.0%	
⑦地域活動支援センター												
38	地域活動支援センター	か所数(か所/年)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	
		実利用者数(人/年)	130	151	116.2%	130	161	123.8%	130	166	127.7%	
⑧その他事業												
39	訪問入浴サービス事業	登録者数(人/年)	7	4	57.1%	8	5	62.5%	9	3	33.3%	
40	日中一時支援事業	実利用者数(人/月)	58	46	79.3%	67	58	86.6%	78	48	61.5%	
社会参加促進事業												
41	点字・声の広報事業	実利用者数(団体/月)	2	2	100.0%	2	2	100.0%	2	2	100.0%	
42	手話通訳者・奉仕員養成研修事業※2	実利用者数(人/月)	30	19	63.3%	30	17	56.7%	30	4	13.3%	
※1	正式名称は「障害があっても障害がなくとも共に生きる綾瀬を創る協議会」	計画値から	+30%以上	9事業			4事業			4事業		
	+11~30%		5事業			7事業			3事業			
	±10%		23事業			31事業			17事業			
	-11~30%		10事業			7事業			17事業			
	-30%未満		12事業			10事業			18事業			
	算定不可(実績0)		7事業			7事業			7事業			
※2	現「手話通訳者養成講座・手話入門講座」											

令和2年度は、数値目標を掲げた66項目のうち、41項目が計画値に対し70%以上で推移しました。令和元年度の49項目と比較すると8項目の減少となりましたが、これらの項目を見てみると、短期入所事業や日中一時支援事業、手話通訳者・奉仕員養成研修事業など、新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス利用が一時中止や開催中止となった事業が多く見られました。

そのほか、地域定着支援や医療型児童発達支援など、令和元年度に引き続き、第4期計画から利用のないサービスもありますが、新型コロナウイルス感染症の影響が大きくあったサービスを除くと、多くの事業でサービスの利用ができていると考えます。

IV 進行管理・評価報告書全体を通して ～ 評価会議委員からの意見 ～

- ・地域移行を進めていくには、受け皿となる地域の体制を強化することや緊急時の受け入れ先、居宅介護や訪問看護、病院、就労などを同時に進めていく必要があるため、なかなか進んでいかない部分もあると考えます。
グループホームも多く設置されてきていますが、入居後に定着できるかという部分も課題だと感じており、各事業所の支援力の向上や理解、周囲との協力体制などをつくっていくことが必要になってきます。連絡会などを通じて情報共有等を図りながら、横のつながりや多職種との連携、行政と民間の協働など、綾瀬らしい体制が整備されると計画も生きていくのではないかと思います。
- ・地域移行の問題点、地域生活拠点、一般就労等については、現状の障がい訪問系サービスで満足している人は動かないでしょうが、高齢障がい者が一人になった場合の相談や支援問題が高齢福祉部局との間で増えてくるのではないかと思います。
- ・綾瀬市のみならず、県を始めとし、近隣の市町村などと連携して、福祉サービスを使うことができることが、安心して暮らせる地域になると考えます。
- ・サービスの見込み量の評価なので、感覚でなく実際値として答えられるので、客観的に綾瀬市の障がい福祉の状況が把握できることが勉強になります。次は、計画、実施、検証・評価まできたので、改善個所を客観的に見て、課題につながることを期待いたします。
- ・今後も「障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会」と連携を取りながら、計画を進めていってほしいと考えます。併せて、数値だけでなく、運用状況の検証と更なる充実が図れるようお願いします。
- ・今回初めて進行管理・評価報告を行いました。計画策定時には気が付かなかったものが見えてきてとても参考になりました。次回計画策定があれば役に立つと思われま。



V 参考資料

1. サービスの種類と内容

(1) 障害福祉サービス・相談支援

サービスの種類		内 容
①訪問系サービス		
1	居宅介護	自宅で、入浴・排せつ・食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする方に、自宅で、入浴・排せつ・食事・外出の介護等を行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する方に外出時において、同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行います。
	行動援護	行動の際に生じる危険回避のための援護や、外出時における移動支援等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性が非常に高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
②日中活動系サービス		
2	生活介護	常に介護を必要とする方に、昼間、入浴・排せつ・食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
3	自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います。
4	自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
5	就労移行支援	一般企業等への就労を希望し、適性にあった職場への就労等が見込まれる方に対し、事業所内での作業訓練や職場実習、就職後の職場定着支援等を実施する事業（原則2年の就労に向けた通過型の事業）です。 この間ハローワーク等とも連携を図りながら、トライアル雇用、障がい者委託訓練等を活用することで、適切で効果的な支援を実施します。
6	就労継続支援（A型）	一般企業等での就労が困難な方に、雇用契約の締結等により働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
7	就労継続支援（B型）	一般企業等での就労が困難で、雇用契約の締結等による就労が困難な方に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います（障がい者の作業訓練の場）。
8	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者の方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行うサービスを提供します。
9	療養介護	医療と常時介護を必要とする方に、医療機関で機能訓練、療養上の管理・看護・介護及び日常生活のサービスを提供します。
10	短期入所（ショートステイ）	障がいのある人を自宅で介護する方が病気の場合などに、夜間を含め短期間、施設で入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。
	福祉型	
	医療型	
③居住系サービス		
11	自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者に対し、一定の期間にわたり定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
12	共同生活援助（グループホーム）	夜間や休日、共同生活を行う住居において、相談や日常生活上のサービスを提供します。
13	施設入所支援	施設に入所する方に、夜間や休日、入浴・排せつ・食事等のサービスを提供します。

サービスの種類		内 容
④相談支援		
14	計画相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい者の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、サービス等利用計画の作成等を行います。
15	地域移行支援	入所施設に入所している障がい者または精神科病院に入院している精神障がい者等について、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談、地域移行のための障害福祉サービス事業所等への同行支援等を行います。
16	地域定着支援	居宅で単身等で生活する障がい者であって、地域生活を継続していくための常時の連絡体制の確保による緊急時等の支援体制が必要と見込まれる方について、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急事態の時等に訪問や対応等の各種支援を行います。

(2) 障害児通所支援・障害児相談支援

サービスの種類		内 容
①障害児通所支援		
17	児童発達支援	未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の育成、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
18	医療型児童発達支援	肢体不自由があり、理学療法上の機能訓練または医学的管理下での支援が必要であると認められた障がい児に、児童発達支援及び医療的ケアを行います。
19	放課後等デイサービス	就学している障がい児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、障がい児の自立を促進するとともに、医療的ケアが必要な重度障がい児の受入先を確保し、放課後等の居場所づくりを推進します。
20	保育所等訪問支援	児童発達支援センターもみの木園の職員が、幼稚園や保育所、乳児院、児童擁護施設などを訪問し、保護者や保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
21	居宅訪問型児童発達支援	障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
②障害児相談支援		
22	障害児相談支援	障害福祉サービスを利用する障がい児の自立した生活を支えるために、生活の中で解決すべき課題や支援の方法を具体的にプラン化し、適切なサービス利用と効果的な問題解決につなげるために、障害児支援利用計画の作成等を行います。

(3) 地域生活支援事業

サービスの種類		内 容
①相談支援事業		
23	障害者相談支援事業	障がいのある人や家族からの相談に応じる相談支援について、地域における中核的な役割を担う基幹相談支援機能を有する障がい児者相談支援センターを中心に相談支援事業所と連携し、相談支援を行います。
24	障害があっても障害がなくても共に生きる綾瀬を創る協議会	障がいのある人が、安心して暮らせる地域を作るため、関係機関が情報を共有し、障がい福祉に関する地域の課題を検討し、支援を強化します。
25	成年後見制度利用支援事業	知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が不十分な方で、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない方について、市長が代わって申立てを行います。また、成年後見制度を利用するにあたって、費用負担が困難な方に対して、後見人等への報酬の助成を行います。
	市長申立て 報酬助成	

サービスの種類		内 容
②意思疎通支援事業		
26	手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障がいのために意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人に対して、手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業、手話通訳者設置事業を行います。
27	要約筆記者派遣事業	
28	手話通訳者設置事業	
③日常生活用具給付等事業		
		在宅の重度の障がい児者及び難病等の方を対象に、日常生活上の困難を解消するための用具を給付します。
29	介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット等
30	自立生活支援用具	入浴補助用具、聴覚障がい者屋内信号装置等
31	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器、盲人体温計等
32	情報・意思疎通支援用具	点字器、人口咽頭等
33	排泄管理支援用具	ストマ装具等
34	居住生活動作補助用具	住宅改修費
④移動支援事業		
35	移動支援事業	屋外での移動が困難な障がい児者に対して、外出のための支援を行うことによって、地域における自立と社会参加を促します。
⑤重度障害者移動支援事業		
36	重度障害者移動支援事業	歩行困難な身体障がい児者で車いすを使用している人を対象に、リフト付き車両等を運行し、障がい児者の社会参加の促進を図ることを目的に実施します。
⑥住宅改良費助成事業		
37	住宅改良費助成事業	在宅の重度心身障がい児者に対して、居住する自宅家屋の玄関等、住宅設備の改善に要する費用を助成し、日常生活の利便を図ります。
⑦地域活動支援センター		
38	地域活動支援センター	精神障がいのある人の日中活動（創作活動や社会交流的活動等）の場を提供する事業で、定員規模や事業所によって活動内容が異なります。
⑧その他事業		
39	訪問入浴サービス事業	家庭において入浴が困難な重度障がい児者に対して、入浴サービスを提供します。
40	日中一時支援事業	障がい児者を対象に、緊急一時を含めた日中の預かりを行い、日常介護している家族の一時的な負担軽減を図るとともに、医療的ケアが必要な重度障がい者の受入先の確保を進めます。
	社会参加促進事業	
41	点字・声の広報事業	文字による情報入手が困難な障がい児者のために、「広報あやせ」等を定期的に点訳、音訳を行い、地域で生活するうえで、必要な情報を提供します。
42	手話通訳者・奉仕員養成研修事業	聴覚障がい児者の意思疎通を図るために、必要な手話通訳者・奉仕員を養成します。（現「手話通訳者養成講座・手話入門講座」）

2. 綾瀬市障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理・評価に係る評価会議
委員名簿

(敬称略・順不同)

組 織 名 等	氏 名	備 考
綾瀬市身体障害者福祉協会	西 川 和 朗	座長
綾瀬市手をつなぐ育成会	大 部 さつき	副座長
社会福祉法人聖音会 さがみ野ホーム	佐 竹 昇 平	
社会福祉法人唐池学園 貴志園	塩 田 友 紀	
社会福祉法人綾瀬市社会福祉協議会	綱 島 明	